

# 豊川市立小中学校の規模に関する基本方針

## 【構成案・内容イメージ】

この資料は、基本方針の構成案の検討において、記載する内容を具体的にイメージするために作成したものです。

平成 年 月

豊川市教育委員会

## 1 基本方針策定の趣旨

- 市では、豊川市教育大綱に基づき、「ともに学び 生きる力を育み 未来を拓く 豊川の人づくり」を基本理念とする様々な教育施策を展開しており、子どもたちの成長を支える学校教育についても多くの取組を進めています。
- 学校教育施設については、少子化の動向を捉えた管理が求められており、学校教育施設の適正配置や長寿命化を踏まえた老朽校舎の改修などに取り組んでいます。
- 子どもたちの健やかな成長を支えていくためには、児童生徒が安全な環境の中で、安心して学校生活を送ることができるような小中学校の環境整備が必要です。また、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨しながら、思考力や表現力、判断力などを育ていけるような学校規模を維持していく視点も重要です。
- 将来にわたって子どもたちの「生きる力」を育む教育環境を維持・向上させていくため、本市における小中学校の規模に着目した課題の整理を行うとともに、その解決に向けた方策を明らかにする「豊川市立小中学校の規模に関する基本方針」を策定します。

## 2 学校規模や学級編制の目安

第1回懇談会・資料2（p1～2）の内容

### (1) 学校規模の標準

国は、小中学校の規模の標準について、学級数により次のとおり設定しています。（学校教育法施行規則第41条及び第79条）

○12学級以上18学級以下を標準とする。

○ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※この学校規模の標準は、通常学級の数について定めるものです。特別支援学級の数の標準については、特に定めはありません。

### (2) 学級編制の標準

一つの学級を編成する際の児童生徒数の基準について、国及び県が「学級編制の標準」として示しています。

愛知県の小中学校においては、愛知県の基準に基づいて、単式学級や複式学級、特別支援学級が編成されています。

国と県の基準一覧

		小学校	中学校
単式学級	国(法令)の基準	40人 1年生は35人	40人
	愛知県の基準	40人 1年生は35人	40人
	愛知県の加配	2年生は35人	1年生は35人
複式学級	国(法令)の基準	16人 1年生を含む場合は8人	8人
	愛知県の基準	14人 1年生を含む場合は7人	8人
特別支援学級	国(法令)の基準	8人	
	愛知県の基準	8人	

### (3) 学級編制の仕方

愛知県の基準による学級編制は、具体的には次のように行われます。

#### ①単式学級

単式学級は、一つの学年の在学者で構成されている学級のことで、次のように編成します。

##### ア 小学校1、2年生・中学校1年生

1学級を35人以下で編成します。当該学年の児童生徒数が35人以下の場合は、1学級のみで編成します。

##### イ その他の学年

1学級を40人以下で編成します。当該学年の児童生徒数が40人以下の場合は、1学級のみで編成します。

#### ②複式学級

複式学級は、二つ以上の学年の在学者で構成されている学級のことで、次のように編成します。なお、本市では現在のところ、複式学級を編成する学校はありません。

##### ア 小学校1年生を含む場合

小学校1年生を含め、引き続き複数学年の児童数の合計が7人以下の場合は、複式学級を編成します。

##### イ 小学校2年生以上

小学校2年生以上で引き続き複数学年の児童数の合計が14人以下の場合は、複式学級を編成します。

なお、複式学級は、原則として低学年（1、2年生）、中学年（3、4年生）、高学年（5、6年生）の区分により2学年ずつで編成し、かつ、児童への学習指導上の配慮から、年度ごとに複式学級と単式学級が交互に発生しないよう配慮することとなっています。

##### ウ 中学校1～3年生

中学校で引き続き複数学年の生徒数の合計が8人以下になると複式学級を編成します。

#### ③特別支援学級

特別支援学級は、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数で学級を編制します。

##### ア 小学校、中学校

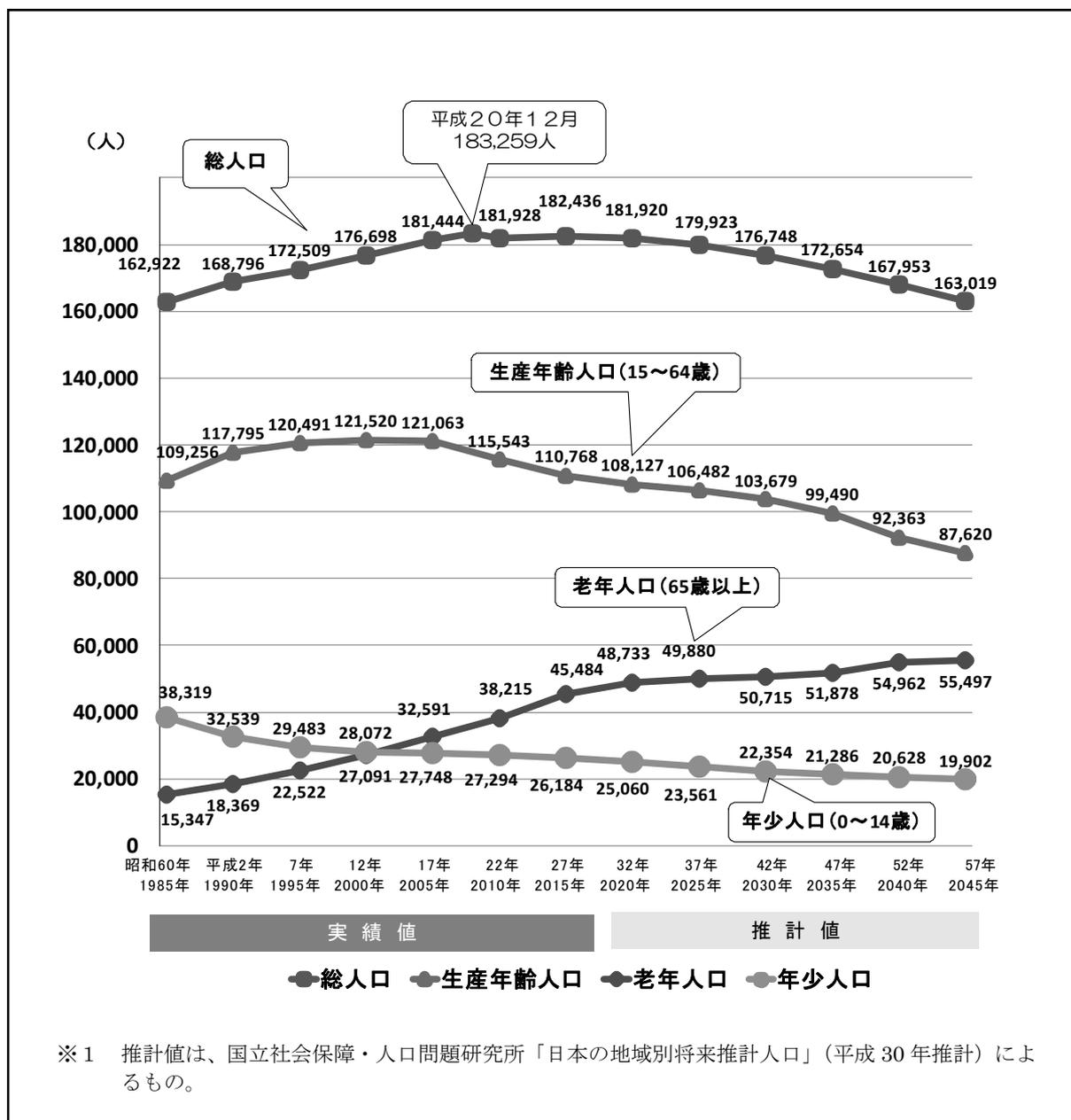
1学級を8人以下で編成します。

### 3 豊川市における人口と学校規模の見通し

第1回懇談会・参考資料6の内容

#### (1) 総人口と年齢3区分別人口

- 本市の総人口は、まちの発展とともに増加を続けてきましたが、合併前の宝飯郡4町の人口を含め、2008年（平成20年）12月の183,259人をピークに減少傾向にあります。
- 2015年（平成27年）の国勢調査では182,436人で、2045年には、163,019人まで減少すると予測されています。
- 年齢3区分別の人口は、平成17年の国勢調査で、65歳以上の老年人口が、14歳以下の年少人口を上回りました。今後も、年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口がともに減少し、老年人口は増加することが予測されています。



(2) 小中学校区別の将来人口

学校区		2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
		平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年
東部中	豊川小							
	東部小							
	桜木小							
	豊小							
	小計							
中部中	千両小							
	平尾小							
	八南小							
	小計			推計中				
南部中	牛久保小							
	中部小							
	天王小							
	小計							
西部中	国府小							
	御油小							
	小計							
代田中	桜町小							
	代田小							
	小計							
金屋中	三蔵子小							
	金屋小							
	小計							
一宮中	一宮東部小							
	一宮西部小							
	一宮南部小							
	小計							
音羽中	萩小							
	長沢小							
	赤坂小							
	小計							
御津中	御津北部小							
	御津南部小							
	小計							
小坂井中	小坂井東小							
	小坂井西小							
	小計							
合計								

※1 2015年の人口は、国勢調査の実績値です。2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）を元に、市独自で小学校区別人口を算出しています。

(3) 小学校別の入学児童数

愛知県では、複数学年の児童数が14人以下（1年生を含む場合は7人以下）の場合に複式学級となるため、二つの学年の入学児童数の合計がそれ以下となる学校と時期を予測しながら、学校教育施設を適正に管理していく必要があります。

(単位：人)

生まれ年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)	2027 (H39)	2028 (H40)	2029 (H41)	2030 (H42)	2031 (H43)	
入学年度	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)	2027 (H39)	2028 (H40)	2029 (H41)	2030 (H42)	2031 (H43)	2032 (H44)	2033 (H45)	2034 (H46)	2035 (H47)	2036 (H48)	2037 (H49)	2038 (H50)	
算出根拠	実績							2018.3.31現在住基人口に基づき算出														
								推計値														
豊川	53	49	51	55	67	37	45															
	0.0%	-7.5%	-3.8%	3.8%	26.4%	-30.2%	-15.1%															
東部	62	83	82	72	72	61	65															
	0.0%	33.9%	32.3%	16.1%	16.1%	-1.6%	4.8%															
桜木	57	53	51	61	46	53	46															
	0.0%	-7.0%	-10.5%	7.0%	-19.3%	-7.0%	-19.3%															
豊	70	73	74	71	73	61	53															
	0.0%	4.3%	5.7%	1.4%	4.3%	-12.9%	-24.3%															
牛久保	73	67	65	69	67	76	46															
	0.0%	-8.2%	-11.0%	-5.5%	-8.2%	4.1%	-37.0%															
中部	100	119	114	108	140	103	100															
	0.0%	19.0%	14.0%	8.0%	40.0%	3.0%	0.0%															
天王	55	45	39	41	36	38	28															
	0.0%	-18.2%	-29.1%	-25.5%	-34.5%	-30.9%	-49.1%															
千両	27	23	19	19	19	16	15															
	0.0%	-14.8%	-29.6%	-29.6%	-29.6%	-40.7%	-44.4%															
平尾	53	64	49	48	53	38	43															
	0.0%	20.8%	-7.5%	-9.4%	0.0%	-28.3%	-18.9%															
八南	100	108	110	109	143	125	114															
	0.0%	8.0%	10.0%	9.0%	43.0%	25.0%	14.0%															
国府	150	109	143	147	136	121	129															
	0.0%	-27.3%	4.7%	-2.0%	-9.3%	-19.3%	-14.0%															
御油	77	89	87	71	68	91	70															
	0.0%	15.6%	13.0%	-7.8%	-11.7%	18.2%	-9.1%															
桜町	43	48	60	58	71	69	62															
	0.0%	11.6%	39.5%	34.9%	65.1%	60.5%	44.2%															
代田	98	101	92	87	83	81	79															
	0.0%	3.1%	-6.1%	-11.2%	-15.3%	-17.3%	-19.4%															
三蔵子	116	104	110	87	117	119	121															
	0.0%	-10.3%	-5.2%	-25.0%	0.9%	2.6%	4.3%															
金屋	64	58	61	57	45	65	43															
	0.0%	-9.4%	-4.7%	-10.9%	-29.7%	1.6%	-32.8%															
一宮東部	50	43	34	26	26	18	22															
	0.0%	-14.0%	-32.0%	-48.0%	-48.0%	-64.0%	-56.0%															
一宮西部	94	104	87	103	87	96	94															
	0.0%	10.6%	-7.4%	9.6%	-7.4%	2.1%	0.0%															
一宮南部	26	25	27	34	14	21	15															
	0.0%	-3.8%	3.8%	30.8%	-46.2%	-19.2%	-42.3%															
萩	11	6	10	12	4	9	5															
	0.0%	-45.5%	-9.1%	9.1%	-63.6%	-18.2%	-54.5%															
長沢	25	23	15	12	11	13	10															
	0.0%	-8.0%	-40.0%	-52.0%	-56.0%	-48.0%	-60.0%															
赤坂	51	46	38	31	37	30	29															
	0.0%	-9.8%	-25.5%	-39.2%	-27.5%	-41.2%	-43.1%															
御津北部	28	27	30	23	36	19	34															
	0.0%	-3.6%	7.1%	-17.9%	28.6%	-32.1%	21.4%															
御津南部	89	81	79	77	70	83	77															
	0.0%	-9.0%	-11.2%	-13.5%	-21.3%	-6.7%	-13.5%															
小坂井東	108	99	85	81	74	73	91															
	0.0%	-8.3%	-21.3%	-25.0%	-31.5%	-32.4%	-15.7%															
小坂井西	128	89	99	86	94	75	77															
	0.0%	-30.5%	22.7%	-32.8%	-26.6%	-41.4%	-39.8%															
合計	1,808	1,736	1,711	1,645	1,689	1,591	1,513															
	0.0%	-4.0%	-5.4%	-9.0%	-6.6%	-12.0%	-16.3%															

推計中  
2025 (H37)  
～  
2038 (H50)  
※20年後

※1 算出根拠：入学年度2018（平成30）年度は実績値。入学年度2019（平成31）年度から2024（平成36）年度までは、2018（平成30）年3月31日現在の住民基本台帳の人口に基づき把握した各生まれ年度の子どもの数を記載。

※2 増減率：児童数の下段は、2018年度との比較による増減率。

## (4) 児童生徒数と学級数

### ①小学校

#### 小学校の児童数と学級数の見込

(上段：特別支援学級、下段：通常学級)

	2018年度 (H30)		2019年度 (H31)		2020年度 (H32)		2021年度 (H33)		2022年度 (H34)		2023年度 (H35)		2024年度 (H36)		2025年度 (H37)		2026年度 (H38)		2027年度 (H39)		2028年度 (H40)	
	児童数	クラス																				
豊川	7	3	8	3	6	3	7	3	6	3	5	3	6	3								
	339	12	340	12	330	12	327	12	333	12	307	12	298	12								
東部	20	4	20	4	21	4	22	4	20	4	18	4	18	4								
	420	13	414	13	420	14	419	13	410	12	414	12	417	12								
桜木	7	2	8	2	7	2	7	2	6	2	5	2	6	2								
	382	12	382	12	360	12	349	12	333	12	316	12	304	12								
豊	19	4	22	4	21	4	21	4	20	4	19	4	18	4								
	421	13	420	13	401	13	406	13	412	12	403	12	387	12								
牛久保	13	3	12	3	11	3	11	3	10	3	11	3	12	3								
	373	13	372	13	373	12	390	12	390	12	406	13	378	13								
中部	21	5	21	5	22	5	21	5	23	5	23	5	24	5								
	653	18	659	19	651	20	639	19	665	19	661	19	660	19								
天王	3	2	4	2	5	2	3	2	4	2	5	2	6	2								
	252	10	253	9	250	9	251	10	249	9	249	9	221	8								
千両	13	3	13	3	14	3	14	3	11	3	13	3	12	3								
	117	6	116	6	119	6	116	6	114	6	110	6	99	6								
平尾	7	2	6	2	5	2	5	2	6	2	6	2	6	2								
	290	11	310	11	303	11	304	11	318	12	300	12	289	12								
八南	17	4	15	4	14	4	15	4	17	4	18	4	18	4								
	656	18	661	18	649	19	638	20	659	20	677	20	691	21								
国府	17	4	18	4	19	4	16	4	17	4	17	4	18	4								
	738	22	738	23	763	23	799	24	807	24	789	23	767	23								
御油	8	2	8	2	7	2	5	2	6	2	5	2	6	2								
	499	18	499	17	495	16	481	15	461	14	478	15	470	15								
桜町	14	3	15	3	14	3	13	3	9	3	11	3	12	3								
	294	12	295	12	303	12	300	12	325	12	338	12	356	12								
代田	25	6	28	6	27	6	24	6	23	6	23	6	24	6								
	501	15	523	16	536	17	534	17	534	18	519	18	499	17								
三蔵子	26	6	25	6	27	6	28	6	22	6	24	6	24	6								
	657	19	640	19	628	19	597	19	615	19	629	20	634	20								
金屋	19	4	19	4	19	4	19	4	19	4	16	4	18	4								
	310	12	310	12	320	12	328	12	320	12	333	12	311	12								
一宮東部	9	2	7	2	8	2	9	2	11	2	12	2	12	2								
	262	11	259	10	255	10	235	9	206	8	185	8	157	7								
一宮西部	15	4	15	4	14	4	15	4	15	4	16	4	18	4								
	577	18	565	18	565	18	568	18	549	18	555	18	553	18								
一宮南部	5	2	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2								
	148	6	142	6	145	6	160	6	139	6	141	6	130	6								
萩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
	82	6	70	6	68	6	64	6	55	6	52	6	46	6								
長沢	9	2	11	2	11	2	10	2	12	2	12	2	12	2								
	168	6	152	6	138	6	123	6	102	6	87	6	72	6								
赤坂	4	2	5	2	6	2	6	2	7	2	5	2	6	2								
	303	12	290	12	280	12	265	11	243	10	228	9	205	7								
御津北部	5	2	5	2	5	2	5	2	6	2	6	2	6	2								
	171	6	165	6	163	6	156	6	167	6	157	6	163	6								
御津南部	11	4	12	4	9	4	10	4	9	4	10	4	12	4								
	543	18	527	17	511	17	502	16	461	14	469	14	455	14								
小坂井東	19	4	22	4	21	4	20	4	20	4	21	4	18	4								
	535	17	554	18	545	18	537	18	517	18	499	16	485	15								
小坂井西	24	4	27	4	30	4	28	4	29	4	26	4	24	4								
	647	20	607	19	606	19	574	19	559	19	546	19	496	18								
小学校計	337	83	352	83	349	83	340	83	334	83	333	83	342	83								
	10,338	344	10,263	343	10,177	345	10,062	342	9,943	336	9,848	335	9,543	329								

推計中  
2025 (H37)  
～  
2028 (H50)  
※20年後

- ※1 通常学級の児童数：2018（平成30）年度から2024（平成36）年度までは、2018年（平成30年5月1日現在の各小学校の児童数（実績値）と、p6の「小学校別の入学児童数」を元に算出。
- ※2 特別支援学級の児童数：2018（平成30）年度は実績値。2019（平成31）年度以降の入学児童分については、2018（平成30）年度の各校ごとの対象者数を6学年で平均して、当該校における1学年あたりの対象者数を算出し、採用。

②中学校

中学校の生徒数と学級数の見込

(上段：特別支援学級、下段：通常学級)

	2018年度 (H30)		2019年度 (H31)		2020年度 (H32)		2021年度 (H33)		2022年度 (H34)		2023年度 (H35)		2024年度 (H36)		2025年度 (H37)		2026年度 (H38)		2027年度 (H39)		2028年度 (H40)	
	生徒数	クラス																				
東部	17	3	16	3	21	3	20	3	30	3	32	3	33	3	28	3	23	3	24	3	24	3
	797	23	761	22	809	23	812	23	819	23	776	22	750	21	737	21	735	21	751	22	751	22
南部	20	4	20	4	19	4	23	4	21	4	20	4	14	4	16	4	18	4	21	4	21	4
	664	19	644	19	659	19	644	18	638	19	615	18	634	18	646	18	659	19	646	19	658	19
中部	6	2	13	2	18	2	21	2	18	2	14	2	16	2	16	2	19	2	18	2	18	2
	512	15	497	15	514	16	536	16	547	16	536	16	527	15	540	16	535	15	531	15	551	16
西部	9	3	8	3	10	3	16	3	15	3	16	3	9	3	11	3	10	3	12	3	12	3
	542	15	540	15	558	15	591	17	609	18	613	17	646	19	628	18	645	18	634	18	640	18
代田	16	3	12	3	18	3	20	3	29	3	25	3	19	3	14	3	16	3	18	3	18	3
	364	12	363	11	360	10	389	12	392	12	413	13	406	12	426	13	426	13	428	12	433	13
金屋	10	2	16	2	18	2	19	2	24	2	27	2	26	2	20	2	19	2	21	2	21	2
	456	14	479	14	482	14	498	15	471	14	455	13	469	13	479	14	493	14	456	13	456	14
一宮	8	2	13	2	13	2	17	2	14	2	12	2	12	2	14	2	16	2	18	2	18	2
	465	13	495	15	465	14	489	14	492	14	491	14	498	14	474	14	474	15	465	14	420	12
音羽	1	1	0	1	2	1	6	1	6	1	9	1	7	1	10	1	8	1	9	1	9	1
	307	9	309	10	287	9	285	9	273	9	269	9	268	9	239	9	217	7	184	6	161	6
御津	9	2	8	2	11	2	10	2	11	2	7	2	6	2	6	2	7	2	9	2	9	2
	371	11	381	12	382	12	364	12	370	11	347	10	350	11	322	9	327	10	308	9	306	9
小坂井	15	3	14	3	11	3	16	3	21	3	25	3	27	3	28	3	26	3	21	3	21	3
	538	16	566	16	574	17	589	17	583	16	568	15	593	17	578	17	583	17	518	15	498	14
中学校計	111	25	120	25	141	25	168	25	189	25	187	25	169	25	163	25	162	25	171	25	171	25
	5,016	147	5,035	149	5,090	149	5,197	153	5,194	152	5,083	147	5,141	149	5,069	149	5,094	149	4,921	143	4,874	143



2029年度 (H41)	2030年度 (H42)	2031年度 (H43)	2032年度 (H44)	2033年度 (H45)	2034年度 (H46)	2035年度 (H47)	2036年度 (H48)	2037年度 (H49)	2038年度 (H50)	
生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数
24	3	24	3	推 計 中 2031 (H43) ～ 2038 (H50) ※20年後						東部
705	20	655	19							南部
21	4	21	4							中部
657	18	613	17							西部
18	2	18	2							代田
552	16	548	16							金屋
12	3	12	3							一宮
622	17	603	17							音羽
18	3	18	3							御津
431	13	427	12							小坂井
21	2	21	2							中学校計
469	14	489	14							
18	2	18	2							
407	12	375	12							
9	1	9	1							
150	6	139	6							
9	2	9	2							
299	9	310	10							
21	3	21	3							
462	14	463	14							
171	25	171	25							
4,754	139	4,622	137							

- ※1 通常学級の生徒数：2018（平成30）年度から2024（平成36）年度までは、2018年（平成30年5月1日現在の各中学校の生徒数（実績値）と、p6の「小学校別の入学児童数」を元に算出。
- ※2 特別支援学級の児童数：2018（平成30）年度は実績値。2019（平成31）年度以降は、前ページの「小学校の児童数と学級数の見込」における対象者数を採用。

(5) 学校規模

2018(平成30)年度から2038(平成50)年度までを10年間隔で、学級数による区分ごとに学校数の見込を整理します。

※ 学級数による区分は、国が示す学校規模の標準や国庫負担等に関する基準などを参考に整理します。また、一般的には、国が示す学校規模の標準と同じ規模を「適正規模」として整理する場合がありますが、ここでは、既存する学校規模の是非を判別するものではないため、「標準規模」と表記します。

①小学校

学級数 (特別支援学級を除く)	区分	2018(平成30) 年度	2028(平成40) 年度	2038(平成50) 年度
1～5 学級	過小規模 (複式学級あり)			
6学級	小規模	5校 千両(6C 21人、19人) 一宮南部(6C 22人、26人) 萩(6C 12人、15人) 長沢(6C 25人、30人) 御津北部(6C 28人、29人)	推 計 中	
7～8 学級				
9～11 学級		3校 天王(10C 23人、27人) 平尾(11C 27人、26人) 一宮東部(11C 21人、25人)		
12～18 学級	標準規模	15校 豊川(12C 29人、28人) 東部(13C 28人、34人) 桜木(12C 32人、32人) 豊(13C 33人、32人) 牛久保(13C 26人、30人) 中部(18C 33人、38人) 八南(18C 34人、38人) 御油(18C 25人、29人) 桜町(12C 24人、25人) 代田(15C 31人、35人) 金屋(12C 28人、25人) 一宮西部(18C 30、33人) 赤坂(12C 24人、26人) 御津南部(18C 27人、32人) 小坂井東(17C 32人、31人)		
19～30 学級	大規模	3校 国府(22C 32人、35人) 三蔵子(19C 30人、37人) 小坂井西(20C 30人、34人)		
31 学級以上	過大規模			

※1 学校名右の( )内は、通常学級の学級数と、1学級当たり(平均)の児童数。

例) (20C 30人、34人)

= (通常学級数  $1 \cdot 2$ 年1学級当たり(平均)児童数、 $3 \sim 6$ 年1学級当たり(平均)児童数)  
35人学級 40人学級

②中学校

学級数 (特別支援学級を除く)	区分	2018(平成30) 年度	2028 年度	2038 年度
1～2 学級	過小規模 (複式学級あり)			
3学級	小規模			
4～5 学級				
6～8 学級				
9～11 学級		2校 音羽(9C 29人、37人) 御津(11C 33人、34人)	推 計 中	
12～18 学級	6校 中部(15C 32人、35人) 西部(15C 32人、38人) 代田(12C 29人、31人) 金屋(14C 29人、35人) 一宮(13C 34人、37人) 小坂井(16C 31人、35人)			
19～30 学級	大規模	2校 東部(23C 32人、38人) 南部(19C 31人、37人)		
31 学級以上	過大規模			

※1 学校名右の( )内は、通常学級の学級数と、1学級当たり(平均)の生徒数。

例) (20C 31人、37人)

= (通常学級数 1年1学級当たり(平均)生徒数、2・3年1学級当たり(平均)生徒数)  
35人学級 40人学級

## (6) 学校規模と通学距離

国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、学校統合をする場合の適正な規模の条件として、「通学距離が、小学校にあっては概ね4km以内、中学校及び義務教育学校にあっては概ね6km以内である」との基準を示しています。

本市における小中学校の規模と、各校における最長の通学距離について整理すると、次のような現状を捉えることができます。

### ①小学校

- 小学校については、御津北部小学校を除き、国が示す通学距離の基準（概ね4km以内）を満たしています。
- 学校規模区分ごとに通学距離区分の該当校数の比率を見ると、小規模校に比べ、標準規模校や大規模学校の方が、各校における最長の通学距離が短いという状況です。
- 小学校の児童は、徒歩により通学をしていますが、御津北部小学校において通学距離が4kmを超える児童は、コミュニティバスと保護者の送迎により通学をしています。

通学距離		概ね 2km以内	概ね 3km以内	概ね 4km以内	概ね 5km以内	合計
6学級	小規模	長沢(6c)	一宮南部(6c)	千両(6c)	御津北部(6c)	
		天王(10c)	萩(6c)			
7～11学級	小規模		平尾(11c)	一宮東部(11c)		
小計		2校	3校	2校	1校	8校
比率		25.0%	37.5%	25.0%	12.5%	100.0%
12～18学級	標準規模	豊川(12c)	東部(13c)	御津南部(18c)		
		桜木(12c)	赤坂(12c)	一宮西部(18c)		
		豊(13c)				
		牛久保(13c)				
		中部(18c)				
		八南(18c)				
		御油(18c)				
		桜町(12c)				
		代田(15c)				
		金屋(12c)				
		小坂井東(17c)				
小計		11校	2校	2校	0校	15校
比率		73.4%	13.3%	13.3%	0.0%	100.0%
19～30学級	大規模	三蔵子(19c)	国府(22c)			
		小坂井西(20c)				
小計		2校	1校	0校	0校	3校
比率		66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
合計		15校	6校	4校	1校	26校
比率		57.7%	23.1%	15.4%	3.8%	100.0%

※1 学校規模は、平成30年度当初の学級数により分類。

※2 学校名右の( )内は学級数。

## ②中学校

- 中学校については、全ての学校で概ね6 km以内となっており、国が示す通学距離の基準（概ね6 km以内）を満たしています。
- 学校規模区分ごとに通学距離区分の該当校数の比率を見ると、小規模校に比べて、標準規模校や大規模学校の方が、各校における最長の通学距離が短いという状況です。
- 中学校では、各校で定めるルールに基づき、比較的長い距離を通学する生徒が自転車で通学をしています。

通学距離		概ね 3km以内	概ね 4km以内	概ね 5km以内	概ね 6km以内	合計
4～11 学級	小規模				音羽(9c) 御津(11c)	
小計		0校	0校	0校	2校	2校
比率		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
12～18 学級	標準規模	西部(15c) 代田(12c) 小坂井(16c)	金屋(14c)	一宮(13c)	中部(15c)	
小計		3校	1校	1校	1校	6校
比率		50.0%	16.7%	16.7%	16.7%	100.0%
19～30 学級	大規模		南部(19c)	東部(23c)		
小計		0校	1校	1校	0校	2校
比率		0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
合計		3校	2校	2校	3校	10校
比率		30.0%	20.0%	20.2%	30.0%	100.0%

※1 学校規模は、平成30年度当初の学級数により分類。

※2 学校名右の（ ）は学級数。

第1回懇談会・資料2（p 4～7）の内容に、小規模校のメリットに関する内容を追記（p 15～）

#### 4 国が示す課題と対応

国は、2015（平成27）年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下、「手引」という。）において、学級数等に着眼した課題整理を行うとともに、学校統合等による対応の方向性を示しています。

その前提となる基本的な考え方としては、次のような教育的な観点の重要性を示しています。（手引 p. 2～3）

学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

##### (1) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題（手引 p. 6～7）

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせて、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

## (2) 教職員数が少ないことによる学校運営上の課題（手引 p. 8）

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

## (3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響（手引 p. 8～9）

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

## (4) 望ましい学級数の考え方（手引 p. 9）

上記（1）～（3）の課題等を踏まえ、望ましい学級数の考え方を次のとおり示しています。

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

(5) 小規模校のメリット最大化策（手引 p.33～38）

学校統合を選択しない場合には、「小規模校のメリット最大化策」として、「少人数を生かした教育の充実」や「特色あるカリキュラム編成等」が考えられるとしています。

なお、「少人数を生かした教育の充実」を図る上で捉えることのできる小規模校のメリットについて、次のとおり示しています。

一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われています。

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を發表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

なお、「市町村の中には、様々な事情から学校統合によって適正規模化を進めることが困難であるとする地域や、小規模校のまま存続させることが必要であるとする地域も存在する」ことを踏まえ、「学校統合を選択しない場合」として、次のとおり示しています。

- ① 離島や山間部、豪雪地帯など、近隣の学校間の距離が遠すぎる、季節により交通事情が著しく異なるなど、学校統合に伴いスクールバス等を導入しても安全安心な通学ができないと判断される場合
- ② 学校統合を行った後に、更なる少子化の進展や地域の産業構造の変化等の事情により児童生徒数が減少するなど、安定的に通学可能な範囲で更なる学校統合を進めることが難しい場合
- ③ 同一市町村内に一つずつしか小・中学校がなく、かつ既に当該小・中学校が併置されていたり、小中一貫教育が導入されていたりするなど、当該市町村内で統合による学校規模の適正化を進めることが不可能な場合
- ④ 学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合

(6) 学校規模の標準を下回る場合の対応の目安 (手引 p. 11)

「学校規模の標準」(12～18学級)を下回る小中学校に関して考え得る対応について、学級数を目安として次のとおり整理しています。

①小学校の場合

**【1～5学級：複式学級が存在する規模】**

- 学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きい  
ため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する  
必要がある。
- 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大  
限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実  
施する必要がある。

**【6学級：クラス替えができない規模】**

- 一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があ  
り、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため児童数の状況や、更  
なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統  
合により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
- 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大  
限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実  
施する必要がある。

**【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】**

- 学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統  
合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。
- 今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高けれ  
ば、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

**【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】**

- 学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数  
予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

②中学校の場合

**【1～2学級：複式学級が存在する規模】**

- 学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大き  
いため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する  
必要がある。
- 地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大  
限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実  
施する必要がある。

**【3学級：クラス替えができない規模】**

- 一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があ  
り、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更  
なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統  
合により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

○地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

**【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】**

○学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

○今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

**【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模】**

○学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

**【9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模】**

○教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

## 5 豊川市としての基本的な考え方

### (1) 市立小中学校規模の標準

※ **資料6**を参照

(本市における学校規模の標準の設定例をお示ししています。)

### (2) 課題検討を行う学校規模

学校規模に関する課題については、小規模校のみならず、児童生徒の急激な増加等により発生する過大規模校の課題も全国的には見られます。しかし、引き続き少子化の進行が予測される中、本市においては、今後も過大規模となる小中学校は発生しないものと見込んでいます。

こうした状況を踏まえ、市としては、小規模校に関する課題に着目し、今後において想定しうる対応方法を整理し、課題解決に向けた検討の手順などを明らかにします。

### (3) 市の全体計画を踏まえた対応

市では、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に行うための全体計画を定めており、学校教育施設に関する方針についても明らかにしています。市立小中学校の規模に関する課題解決にあたっては、全体計画における方針や方向性を踏まえ、具体的な方法などを明らかにしていく必要があります。

① 豊川市公共施設等総合管理計画（2016（平成28）年8月策定）で定める方針（抜粋）

【小学校】複式学級の発生が予想される時点で学校の統合・転用を検討するものとする。

② 豊川市公共施設適正配置計画（2015（平成27）年6月策定）で定める方向性（抜粋）

【小学校】複式学級の発生が予測される時点で学校の統合・転用を検討するなど明確な再編ルールの策定

## 6 想定しうる課題解決の方法

小規模校に関する課題解決として、学校規模の適正化を図るための手段は、次のようないくつかの選択肢を想定することができます。

### (1) 学校の統合

児童生徒数が減少している学校を隣接する学校と統合し、学校規模を維持する方法です。

学校の統合に関する具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものではなく、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な議論を行うことが望まれます。

その際に留意すべき事項については、国の手引で示される「学校統合に関して留意すべき点」を参考にすると、次のとおり整理することができます。

- 学校は児童生徒の教育のための施設であり、学校統合の適否の検討に当たっては、児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきだが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有しているなど、学校づくりがまちづくりと密接に関わる場合も多い。
- 子どもに求められる資質や能力は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、学校のみで育成できるものではない。加えて、近年の社会の変化に伴い、多様化・複雑化するニーズに学校の教職員や教育行政の力だけで対応していくことは困難となっており、学校がその目的を達成するためには、保護者や地域住民等の支えが必要となっている。
- 近年の教育改革により学校現場の裁量が拡大している中、公費で運営される公立学校をモニタリングする主体として、保護者や地域住民等の学校関係者が学校運営に関わっていくことの重要性が一層増してきている。
- 「地域とともにある学校づくり」が求められていることを踏まえれば、学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切になってくる。

## (2) 通学区域の見直し

通学区域の一部について、隣接する学校の通学区域に編入させる方法です。

通学区域は、就学校を指定する際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域のことで、

法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいわずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されています。

よって、通学区域の見直しを行う場合、学校の統合を行う場合と同様に、地域住民の十分な理解や協力を得ながら進めていくことが重要となります。

## (3) 学校選択制の導入

市町村教育委員会は、当該市町村内に小学校または中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校または中学校を指定することとされています。(学校教育法施行令第5条)

また、市町村教育委員会が就学校を指定する場合、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取できるものとされています。(学校教育法施行規則第32条第1項) この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制といいます。

タイプ別に分類すると、次のとおりとなります。

①自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
②ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
③隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
④特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
⑤特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

#### (4) 関連する取組としての小中一貫教育

近年では、子どもの発達の早期化やいわゆる中1ギャップ、学習内容の高度化等への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、小中一貫教育を導入する市町村が増えています。

小中一貫教育は、地域の児童生徒数が少ない場合、小・中学校段階を一体的に捉えて一定の児童生徒数を確保することにより、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保に効果が期待できることから、小規模校の課題解決にも関連する取組と言えます。

制度としては、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制学校として教育を行う形態の「義務教育学校」と、組織上独立した小学校と中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を行う形態の「小中一貫型小・中学校」の2種類があります。

「義務教育学校」と「小中一貫型小・中学校」の違いを整理すると、次のとおりとなります。

義務教育学校と小中一貫型小・中学校の比較一覧

		義務教育学校	小中一貫型小・中学校 (併設型小・中学校)
修業年限		9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有	所属する学校の免許状を保有
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</li> </ul>	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校でそれぞれ12学級以上18学級以下
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内 中学校はおおむね6km以内
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等

※1 小中一貫型小・中学校には、この「併設型小・中学校」の他、設置者(市町村など)の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合を想定した「連携型小・中学校」の形態がありますが、本市においては想定されないため説明を省略します。

## 7 課題解決に向けた取組

※ 詳しくは、次回以降の会議で検討していきます。

現段階では、小規模校の課題解決に向けた手順について、次の事項を念頭に整理したいと考えています。

例)

- ・小規模校の課題解決の検討を開始する時期や要件
- ・学校関係者や保護者、地域住民などで構成する検討組織の設置
- ・課題解決に必要な諸手続き
- ・課題解決の実施に必要な期間 など

## 8 留意すべき事項

※ 詳しくは、次回以降の会議で検討していきます。

小規模校に関する課題解決にあたっては、複数の方法が想定される中、次のような事項に留意しながら、丁寧に検討を進めていく必要があると考えています。

例)

- ・教育上、学校運営上の最適化
- ・通学距離・時間と安全の確保
- ・保護者や地域住民との連携
- ・施設改修計画との整合
- ・行政内の連携 など